

議案第46号

京田辺市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

京田辺市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年9月4日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、使用料の減免を決定する者及び分館公民館の所在地の整理等を行うため、所要の改正を提案するものである。

京田辺市条例第　　号

京田辺市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（
案）

京田辺市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和41年京田辺市条例第
2号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「館長」を「市長」に改める。

別表第2中「京田辺市河原平田13番地39」を「京田辺市河原平田13番
地74」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京田辺市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由																
<p>(使用)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 中央公民館を使用した者は、別表第3に定めるところにより使用料を納付しなければならない。ただし、別に定める場合については、<u>市長</u>は使用料を減免することができる。</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p>分館公民館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑩京田辺市立新田辺東住宅公民館</td> <td>京田辺市河原平田13番地74</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	(略)	(略)	⑩京田辺市立新田辺東住宅公民館	京田辺市河原平田13番地74	(略)	(略)	<p>(使用)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 中央公民館を使用した者は、別表第3に定めるところにより使用料を納付しなければならない。ただし、別に定める場合については、<u>館長</u>は使用料を減免することができる。</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p>分館公民館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑩京田辺市立新田辺東住宅公民館</td> <td>京田辺市河原平田13番地39</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	(略)	(略)	⑩京田辺市立新田辺東住宅公民館	京田辺市河原平田13番地39	(略)	(略)	<p>減免を決定する者の見直し</p> <p>所在地の訂正</p>
名称	所在地																	
(略)	(略)																	
⑩京田辺市立新田辺東住宅公民館	京田辺市河原平田13番地74																	
(略)	(略)																	
名称	所在地																	
(略)	(略)																	
⑩京田辺市立新田辺東住宅公民館	京田辺市河原平田13番地39																	
(略)	(略)																	